

○国立大学法人上越教育大学運営費交付金等取扱要項

(平成17年3月23日学長裁定)

最終改正 平成23年3月14日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における運営費交付金等の取扱いに関して、国立大学法人会計基準に別段の定めがあるものを除き、必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 運営費交付金 特別経費及び特殊要因経費に用途が特定されている運営費交付金（以下「用途特定運営費交付金」という。）及びその他の用途が特定されていない運営費交付金（以下「用途不特定運営費交付金」という。）をいう。

(2) 自己収入資金 次に掲げる収入資金をいう。

ア 授業料収入

イ その他自己収入（授業料収入以外の自己収入）

(3) その他の資金 次に掲げる資金をいう。

ア 補助金等（施設整備費補助金等の特定事務事業に対して交付されたもの）

イ 寄附金

ウ 受託金（受託研究費、共同研究費及び受託事業費等）

エ 科学研究費補助金等（研究者等を対象に研究費等を補助する目的で交付されたもの）

(4) 固定資産 国立大学法人上越教育大学固定資産等管理規程第3条第1項第1号に規定する有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(人件費関係)

- 3 本法人において、用途特定運営費交付金、その他の資金及び目的積立金によるものを除く人件費は、他の経費に優先して、支払う年度の用途不特定運営費交付金をもって充てるものとする。

(固定資産の取得財源)

- 4 本法人において、用途特定運営費交付金、その他の資金及び目的積立金によるものを除き、教育研究の要に供する固定資産の取得については、他の財源に優先して授業料収入をもって充てるものとし、その他の要に供する固定資産については、他の財源に優先して用途不特定運営費交付金をもって充てるものとする。ただし、用途不特定運営費交付金は、人件費への充当を優先する。

(運営費交付金の収益化)

- 5 運営費交付金の収益化は、原則として、期間進行基準により行うものとし、当該基準による収益化の時期は、事業年度の3月末とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、その進行基準により収益化を行う。

(1) 退職給付については、費用進行基準により収益化を行う。

- (2) 本法人の予算編成時等において、成果の進捗が客観的に把握できるものとして指定した事業については、業務達成基準により収益化を行う。
- (3) 文部科学省等から進行基準が指定された事業費にあつては、指定された進行基準で収益化を行う。
- 6 業務達成基準により収益化を行う事業等については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
- (1) 学長は、事業計画の策定及び事業の実施を統括させるため、事業の実施責任者（以下「事業実施責任者」という。）を指名する。
- (2) 事業実施責任者は、事業計画を策定し、各事業年度の開始前までに学長に提出し承認を得なければならない。
- (3) 事業実施責任者は、事業計画に変更が生じることとなる場合は、速やかに事業計画の変更内容等について、学長に報告し承認を得なければならない。
- (4) 事業実施責任者は、各事業年度の終了後又は学長が必要と認めた場合は、速やかに事業の進行状況及び成果等を学長に報告しなければならない。
- (5) 学長は、前号の規定に基づく報告を審査し、当該事業に係る運営費交付金の収益化を行う。
（運営費交付金債務の翌年度繰越）
- 7 契約を締結済みの調達において、本法人の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていないものに係る運営費交付金債務については、翌事業年度に繰越し、検収が行われた時点で資産見返運営費交付金等勘定科目に振替えるものとする。
（授業料の収益化）
- 8 授業料の収益化は、原則として、期間進行基準により行うものとし、当該基準による収益化の時期は、事業年度の9月及び3月末とする。
（賞与引当金の計上）
- 9 賞与については、その他の資金及び目的積立金によるものとするものを除き、支払う年度の運営費交付金により支払うものとし、前事業年度以前において引当金を計上しないものとする。
（その他）
- 10 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年3月23日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日）

この要項は、平成23年3月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。